

中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業

平成30年度概算要求額 **36.6億円** (23.9億円)

2,3,4,5,6
中小企業庁 創業・新事業促進課
03-3501-1767

1,4 通商政策局 総務課
03-3501-1654

5 商務・サービスG クールジャパン政策課
03-351-1750

7 通商政策局 経済連携課
03-3501-1595

7 貿易経済協力局 原産地証明室
03-3501-0539

8 貿易経済協力局 投資促進課
03-3501-1662

事業の内容

事業目的・概要

- 海外市場に活路を見出そうとする中小企業・小規模事業者に対して、事業計画策定から海外販路開拓、現地進出、進出後の課題や事業再編の対応まで、一貫して戦略的に支援します。
- 具体的には、海外展開を目指す中小企業への事業計画の策定や、Webコンテンツの作成を通じた商材・技術の魅力発信を支援するとともに、海外への展示会出展等を通じて、販路開拓も支援します。
- また、海外現地の大使館、金融機関などの官民支援機関が連携する「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」の整備等を通じ、進出から事業再編までそれぞれの局面で総合的に支援します。
- この他、EPA（経済連携協定）に基づく原産地証明制度等に対する事業者の理解を促進するため、セミナーを開催するとともに、相談窓口の設置等を行います。

成果目標

- 平成26年度から平成30年度までの5年間の事業であり、海外企業等との商談成約率30%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. 情報提供、助言

海外の法規制や輸出に関する手続きなど各種情報の提供や助言などを行います。

2. 海外展開戦略策定支援

海外展開戦略策定に繋げるため、海外現地における事業の実現可能性調査やWebサイトの外国語化等を支援します（①輸出企業の場合：補助上限50万円、補助率1/2 ②直接投資の場合：補助上限140万円、補助率1/2 ③web支援の場合：補助上限200万、補助率1/2）。また、投資実行時のリスク精査を支援します。

3. 販路開拓支援

海外展開を検討している企業に対して、海外展示会等を通じた商談機会の提供、商談後のフォローアップ等、段階に応じた支援を実施します。

4. 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム

海外の主要拠点にコーディネーターを配置し、官民支援機関と連携して個別課題の解決や海外拠点の設立・事業再編等への支援を行います。

5. 海外EC活用型テストマーケティング事業

海外におけるECモールを活用したテストマーケティング等を支援することにより、中小企業の効率的な海外販路開拓支援を行います。

6. 事業再編等支援

海外事業の安定化・事業再編の推進のため、国内外での経営診断・経営指導を通じて、海外事業の課題解決を支援します（①国内での簡易診断の場合：補助額50万円、補助率2/3 ②海外での現地診断も行う場合：補助額160万円、補助率2/3）。

7. 経済連携協定利用円滑化促進事業

EPAに基づく原産地証明制度等に係るセミナー開催による普及啓発活動や、個別相談窓口の設置等を行います。

8. ローカルファイル作成・保存支援等事業

移転価格文書化制度に基づく文書の作成・保存に向けて、文書作成に必要な情報の把握を行う等の態勢整備を支援します。